

## つながる商店街支援事業 Q & A

### 1 補助対象者（申請要項P1）

Q1 商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合に該当するのは、どのような団体か。

A1 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合であって、定款等で商店街の活性化に資する活動をしていると確認できるものが該当します。

Q2 商店街を形成する任意の商店街組織に該当するのは、どのような団体か。

A2 本事業では、商業又はサービス業を営む店舗が集まり、又は連なっている地域を商店街としています。規約等で組織の代表者、構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営んでいること、その活動区域が確認できるものが該当します。

Q3 連携支援について、商店街等団体及び商店街等団体以外の団体（民間事業者、地域コミュニティ協議会、NPO法人等）で構成する実行委員会は、連携補助の対象者となるか。

A3 対象になります。ただし、補助限度額の算出に用いる団体・グループの数に加算できるのは、商店街等団体・商業者グループの数に限ります。

Q4 外部連携支援について、どのような事業者が補助対象になるか。

A4 次のいずれにも該当する事業者が、商店街等団体と連携して事業を実施する場合に補助対象になります。

- ① 連携する商店街等団体に属さない者
- ② 事業の実施から実績報告まで遅滞なくできる者
- ③ 設立後1年以上経過し、運営に継続性があると市長が認める者

※ 商店街等団体以外の団体（商業者グループや民間等事業者等）と連携して事業を実施する場合は、補助対象外です。

## 2 補助対象事業（申請要項P2）

Q1 「新規需要の創出」の事業内容は、申請要項に記載されているものだけか。

A1 申請要項に記載している「高齢者支援」「子育て支援」「環境配慮」「デジタル化対応」「インバウンド等広域対応」以外でも、商店街が新たな消費者ニーズに応えるために行う事業とみなすことができる場合は、補助対象になります。

Q2 「新規需要の創出」「集客・消費促進」に該当する事業の実施場所は、商店街以外の場所でも良いか。

A2 本事業は、商店街の集客及び消費促進、にぎわい創出を目的としているため、原則として商店街とその周辺地域（近接する地域）で行われ、商店街が営業しているときに実施する事業が補助対象になります。商店街以外の場所で実施するイベント等の経費（会場設営費、花火の経費等）は補助対象外になりますが、イベントの中で商店街のPRや誘客をする事業を実施する場合は、その実施に直接関わる経費のみ補助対象になります。

Q3 「集客・消費促進」では、毎年恒例のイベントは補助対象になるか。

A3 毎年恒例のイベントも補助対象になります。しかし、既存の取組みだけではなく、可能な範囲で新たな取組みに挑戦して、これまで以上に集客・消費促進を図ることが望ましいです。

## 3 補助対象・対象外経費（申請要項P3、9）

Q1 補助対象者の構成員が支払った経費は、補助対象になるか。

A1 原則として、補助対象者が自らの名称で行った契約や支払い（宛名が補助対象者の名称）が、補助対象になります。

Q2 補助金の交付が決定される前に、発注、購入等をした経費は、補助対象になるか。

A2 補助金の交付が決定される前に事業に着手していた場合は、発注、購入等をした

経費だけではなく事業自体が補助対象外になります。

Q3 市外の事業者に発注した経費は、補助対象外になるか。

A3 補助対象外にはなりません、可能な限り市内事業者へ発注するよう努めてください。

Q4 謝金について、単価に基準はあるのか。

A4 謝金の単価の基準はありませんが、根拠を明確にして市場価格と比べ妥当な金額を設定してください。

Q5 謝金及び賃金、旅費について、申請者及びその構成員がイベントの運営に従事する場合や、出演する場合は補助対象になるか。

A5 補助対象外です。

Q6 商品券事業を行う場合、プレミアム分（購入額と利用可能額の差額）は補助対象になるか。また、プレミアム分に限度はあるか。

A6 補助対象です。過度なプレミアムとならないよう事前にご相談ください。

Q7 消耗品費について、景品類に限度額はあるか。

A7 1品3万円未満の物品・景品類が補助対象になります。また、景品表示法において、景品類の限度額が定められているため、ご確認のうえ遵守してください。

Q8 消耗品費について、自商店街のみで使用できる商品券等、換金性の低いものを景品とする場合は、補助対象になるか。

A8 補助対象です。

Q9 燃料費・水道光熱費について、どのような場合に補助対象になるか。

A9 補助対象事業に要したものであると明確に区別できる場合は、補助対象になります。

Q10 食糧費について、弁当代が750円を超えた場合は、補助対象になるか。

A10 1個あたり、750円(税抜き)までは補助対象になります。750円を超えた部分は、補助対象外になります。

Q11 食糧費について、イベント等の実施前に行う会議の弁当代は、補助対象になるか。

A11 補助対象外です。

Q12 使用料・賃借料について、キャッシュレス決済端末を個店に導入する経費は補助対象になるか。

A12 商店街として取り組むもので、補助対象者が自らの名称で契約や支払いを行う場合は、補助対象になります。

Q13 使用料・賃借料について、複数年度に亘る賃貸借契約を行った場合、契約した期間が補助対象になるか。

A13 補助金交付決定を受けた年度内に支払った経費に限って、補助対象になります。

#### 4 補助率・補助限度額（申請要項P3）

Q1 連携支援の補助限度額の算出について、連携する商店街等団体・商業者グループの数に、「同一の商店街等団体は年度内3回まで加算できる」「同一の商業者グループは年度内1回まで加算できる」というのは、どのような意味か。

A1 以下例示のとおり、商店街Aを補助限度額の算出に用いる団体・グループの数に加算できるのは、異なる3つの組織までになります。商業者グループGは、1つの組織までになります。

例) 連携組織A (商店街A<sup>1回目</sup>、商店街B、商店街C)

補助限度額 3団体×30万円=90万円

連携組織B (商店街A<sup>2回目</sup>、商店街C、商店街D、商業者グループG<sup>1回目</sup>)

補助限度額 4団体×30万円=120万円

連携組織C (商店街A<sup>3回目</sup>、商店街D、商店街E、商業者グループG<sup>2回目</sup>※)

補助限度額 3団体×30万円=90万円

※ 商業者グループGは、2回目の加算となるため、団体数に加算することができない

連携組織D (商店街A<sup>4回目</sup>※、商店街E、商店街F)

※ 商店街Aは、4回目の加算となるため、団体数に加算することができない

Q2 同一の事業について、単独支援又は連携支援、外部連携支援を併用することは可能か。

A2 併用することはできません。

Q3 同一の補助対象者が、複数の事業を実施することは可能か。

A3 同一の補助対象者の申請は、年度内1回限りです。事業間の関連性が高い場合等、一つの事業として捉えられるものは、一つに申請書にまとめて申請することが可能です。ただし、補助金の支払いは、申請書に記載された事業が全て終わり実績報告書を提出した後となりますので、ご注意ください。

例) クーポンとスタンプラリーを合わせた消費喚起事業  
春・冬といった季節ごとに行うイベント事業等

Q4 連携支援を申請した実行委員会と、構成団体と同じだが、名称は異なる場合は、異なる組織として申請することが可能か。

A4 構成団体と同じ場合は、名称が異なっても同じ組織とみなします。

例) 以下の場合は、構成団体が同じであるため、同じ組織とみなします。

○○○フェスティバル実行委員会 (商店街H、商店街I、商店街J)

○▲□マルシェ実行委員会 (商店街H、商店街I、商店街J)

Q5 補助金交付決定後に補助対象経費が増額となった場合、補助金の額の増額は認められるか。

A5 補助金交付決定通知により通知した金額が、補助金の額の上限になります。事業の開始後に増額することがないように、補助金の交付申請を行う前に、十分に事業計画を検討し、見積書を基にした適正な収支予算書を作成してください。

## 5 その他（申請要項P7）

Q1 補助対象事業に収入がある場合の補助金額の算出方法は。

A1 補助対象事業に要する事業費から収入を引いた額、又は申請要項P3「5. 補助率・限度額」により算定した額のいずれか低い額を補助金の額とします。

例) 補助対象事業に要する事業費 250万円（税抜き）

連携支援 補助率 3分の2以内

補助限度額 商店街等団体数4団体 × 30万円 = 120万円

支出

補助対象経費 150万円	補助対象外経費 100万円
-----------------	------------------

収入

パターン① 参加費等の収入なし

補助金額 100万円	自己資金 150万円
---------------	---------------

● 補助対象経費 150万円 × 2/3 = 100万円（補助金額）  
< 補助限度額 120万円

パターン② (事業費 - 参加費等収入) > 算定した額

補助金額 100万円	参加費等収入 75万円	自己資金 75万円
---------------	----------------	--------------

● 250万円 - 75万円 = 175万円  
> 補助対象経費 150万円 × 2/3 = 100万円（補助金額）

パターン③ (事業費 - 参加費等収入) < 算定した額

補助金額 80万円	参加費等収入 170万円
--------------	-----------------

● 250万円 - 170万円 = 80万円（補助金額）  
< 補助対象経費 150万円 × 2/3 = 100万円

Q2 国や県等の補助金を併用することは可能か。

A2 併用することは可能です。補助対象経費から、国や県等の補助金等の額を差し引いた金額が補助対象経費になります。補助金交付申請書に添付する収支予算書には、補助対象事業に要する事業費全体について、各経費にどの補助金（市、県等）を充当するかわかるよう記載してください。

例) 補助対象事業に要する事業費 250 万円（税抜き）

連携支援：補助率 3分の2以内

補助限度額 商店街等団体数4団体 × 30万円 = 120万円

支出	補助対象経費 200万円	補助対象外経費 50万円
----	-----------------	-----------------

収入	市補助金額 40万円	国補助金額 140万円	自己資金 70万円
----	---------------	----------------	--------------

●補助金額 (補助対象経費 200 万円 - 国補助金額 140 万円) × 2/3 = 40 万円  
< 補助限度額 120 万円

<収支予算書 記載例>

つながる商店街支援事業 収支予算書

1 収入

項目	予算額	摘要
新潟市補助金	400,000円	つながる商店街支援事業
国補助金	1,400,000円	〇〇〇〇補助金
自己資金	700,000円	1商店街あたり 175,000円
合 計	2,500,000円	

2 支出

項目	予算額	摘要
謝金	120,000円	出演者謝礼 3名分 (2名 45,000円、1名 30,000円) 市補助金
旅費	30,000円	出演者交通費 3名分 (3名 10,000円) 市補助金
使用料・賃借料	350,000円	ステージ1台 250,000円 市補助金 テント10張 100,000円
消耗品費	100,000円	抽選会景品 15個 5,000円 市補助金 運営従事者用具 25,000円
消耗品費	100,000円	補助対象外 抽選会景品 2個 50,000円
委託料	1,400,000円	イベント企画、広報、運営 国補助金
備品購入費	400,000円	補助対象外 音響設備 1式
合 計	2,500,000円	